

福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所
研究費の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所(以下「研究所」という。)における研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究費 研究所から配分される研究費およびそれ以外の団体または個人から配分される研究費
- (2) 構成員 研究所の研究者その他の研究費の運営および管理に関わるすべての者
- (3) 不正使用 故意または重大な過失による、研究費の他の用途への使用または研究所の規定、法令ならびに競争的研究費等の交付決定の内容およびこれに付した条件等に違反した使用

(最高管理責任者)

第3条 研究所に、研究費の運営および管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、院長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正使用防止に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定および周知する。
- 3 最高管理責任者は、前項に定める基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、幹部会議等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について幹部会議の構成員等と議論を深めなければならない。
- 4 最高管理責任者は、自ら研究所に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。
- 5 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者および第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が研究費の適切な運営および管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 研究所に、最高管理責任者を補佐し研究費の運営および管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用の防止計画(以下「不正防止計画」という。)を策定および実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、コンプライアンス教育および啓発活動の具体的な実施計画(以下「実施計画」という。)を策定しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 研究所における研究費の運営および管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、陽子線治療研究所長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 不正防止計画に基づく対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者へ報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究費の不正防止に関する啓発活動を定期的実施する。
- (4) 研究者等が適切に研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公開)

第6条 前3条の責任者(以下「各責任者」という。)を置いたとき、またはこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(監事)

第7条 監事は、内部監査室、不正防止計画推進部署と連携し、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について研究所全体の観点から確認し、意見を述べることができる。

2 監事は、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べることができる。

(行動規範)

第8条 不正使用を防止するため、「福井県立病院陽子線がん治療研究所陽子線治療研究所研究費の使用に関する行動規範」(以下「行動規範」という。)を策定する。

(コンプライアンス教育および啓発活動)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、実施計画に基づきコンプライアンス教育および啓発活動を実施し、構成員に定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況および理解度について把握するものとする。

2 コンプライアンス教育および啓発活動の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行わなければならない。

(構成員の責務)

第10条 構成員は、行動規範を遵守しなければならない。

- 2 構成員は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 3 構成員は、法令、基本方針、本要領等を遵守するとともに、最高管理責任者に対し誓約書を提出しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、第1項から第3項までの責務を果たさない構成員に対し、研究費の申請ならびに研究費の運営および管理に従事することを禁ずることができる。

(不正防止計画推進部署)

- 第11条 不正防止計画を推進するため、最高管理責任者の直轄的な組織として不正防止計画推進部署を置き、経営管理課をもって充てる。
- 2 不正防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、研究所全体の状況を体系的に整理し評価する。

(不正防止計画の策定等)

- 第12条 統括管理責任者および不正防止計画推進部署は、基本方針に基づき不正防止計画および実施計画を策定、実施し、実施状況を確認するものとする。
- 2 不正防止計画の策定に当たっては、前条第2項において把握した不正発生要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図るものとする。
- 3 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施および見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(研究費の執行)

- 第13条 研究費の執行については、福井県病院事業財務規則その他関係諸規程に従うものとする。
- 2 発注業務は、研究者の依頼に基づき、研究所事務部門が実施する。
- 3 検収業務は、経営管理課が実施する。

(執行状況の確認等)

- 第14条 研究所事務部門は、発注段階で財源を特定し、予算執行の状況を遅滞なく把握するものとする。
- 2 研究所事務部門は、随時研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。
- 3 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、研究所事務部門は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者に遅滞なく示すものとする。

(取引業者との癒着防止)

- 第15条 コンプライアンス推進責任者は、取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて取引業者に対し誓約書を求めるなど、癒着防止のための措置を講ずるものとする。
- 2 不正な取引に関与した業者については、福井県の「物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」を準用し、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(相談窓口)

- 第16条 研究費にかかる事務処理手続および使用ルール等に関する研究所内外からの相談に対応するための窓口を、経営管理課に設置する。

(内部監査班)

第17条 研究費の適正な管理のため、最高管理責任者の直轄的な組織として内部監査班を置き、経営管理課をもって充てる。

- 2 内部監査班は、研究費を執行するすべての案件について、発注および支払の各段階において執行関係書類を審査するとともに、研究費の管理体制の不備の検証も行う。
- 3 内部監査班は、過去の監査結果や、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、内部監査の効率化・適正化を図るとともに、公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者その他の専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図るものとする。
- 4 内部監査班は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行うものとする。
- 5 内部監査結果等については、コンプライアンス教育および啓発活動にも活用するなどして周知を図り、研究所全体として同様のリスクが発生しないよう徹底するものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。